（ロケット落下等損害賠償補償契約の期間）

第四十一条　ロケット落下等損害賠償補償契約の期間は、その締結の時から当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る人工衛星等の打上げを終える時までとする。

（補償金）

第四十二条　政府がロケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失について当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額までとする。

（ロケット落下等損害賠償補償契約の締結の限度）

第四十三条　政府は、一会計年度内に締結するロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結するものとする。

（時効）

第四十四条　補償金の支払を受ける権利は、これを行使することができる時から三年を経過したときは、時効によって消滅する。

（代位）

第四十五条　政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約により補償した場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が第三者に対して求償権を有するときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として当該求償権を取得する。

一　政府が補償した金額

二　当該求償権の金額

（補償金の返還）

第四十六条　政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払った場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

一　第八条の規定に違反して人工衛星等の打上げを行ったこと。

二　人工衛星等の打上げを行った際、第十二条第一号又は第五号に該当していたこと。

（業務の管掌）

第四十七条　この節に規定する政府の業務は、内閣総理大臣が管掌する。

2　内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（業務の委託）

第四十八条　政府は、政令で定めるところにより、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく業務の一部を保険者に委託することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による委託をしたときは、委託を受けた者の名称その他内閣府令で定める事項を告示しなければならない。

第四節　供託

（損害賠償担保措置としての供託）

第四十九条　損害賠償担保措置としての供託は、打上げ実施者の主たる事務所（国内に事務所がない場合にあっては、第四条第一項の許可に係る打上げ施設の場所（船舶に搭載された打上げ施設にあっては当該船舶の船籍港の所在地、航空機に搭載された打上げ施設にあっては当該航空機の定置場の所在地）の最寄りの法務局又は地方法務局に、金銭又は内閣府令で定める有価証券（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。次条及び第五十一条において同じ。）によりするものとする。

（供託物の還付）

第五十条　ロケット落下等損害の被害者は、その損害賠償請求権に関し、前条の規定により打上げ実施者が供託した金銭又は有価証券について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

（供託物の取戻し）

第五十一条　打上げ実施者は、次に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、第四十九条の規定により供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができる。

一　人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えないことが明らかとなったとき。

二　ロケット落下等損害が発生し、その損害の賠償を終えたとき。

三　供託に代えて他の損害賠償担保措置を講じたとき。

（内閣府令・法務省令への委任）

第五十二条　この節に定めるもののほか、供託に関する事項は、内閣府令・法務省令で定める。

第六章　人工衛星落下等損害の賠償

（無過失責任）

第五十三条　国内に所在する人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

（賠償についてのしん酌）

第五十四条　前条の規定にかかわらず、人工衛星落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

第七章　雑則

（宇宙政策委員会の意見の聴取）

第五十五条　内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二条第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならない。

（財務大臣との協議）

第五十六条　内閣総理大臣は、第九条第二項又は第四十条第二項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

（国に対する適用除外）

第五十七条　国が行う人工衛星等の打上げについては、第四条第一項の規定は、適用しない。

2　国が行う人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

（経過措置）

第五十八条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（内閣府令への委任）

第五十九条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第八章　罰則

第六十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った者

二　偽りその他不正の手段により第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可、第十条第一項から第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可、第十三条第一項の型式認定、第十四条第一項若しくは第十七条第一項の認定又は第十六条第一項の適合認定を受けた者